

原規規発第 2402076 号  
令和 6 年 2 月 7 日

九州電力株式会社  
代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 殿

原子力規制委員会

玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について

令和3年8月23日付け原発本第92号（令和5年10月27日付け原発本第162号及び令和5年11月21日付け原発本第190号をもって一部補正）をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、許可します。